

授業料を納めている保護者の皆様へ

家計が急変した世帯の 授業料を減免します！

家計急変世帯とは

以下の理由等により、授業料を納めることが困難になった世帯です。

- 自己の責めによらない会社等の倒産・失業
- 所得が生活保護基準の1.5倍以下の水準※にまで激減
※ 4人世帯の場合約360～425万円未満（家族の状況やお住いの地域によって異なります）
- 災害・火災等に被災、生活保護を受給中、就学援助を受けている兄弟姉妹がいる、交通遺児となった

注) 就学支援金を受けている方は対象外です。(既に授業料が実質無償となっているため)

申込について

- 提出書類 次のページの「必要書類一覧」にある書類を提出して下さい。
- 提出期限 2・3年生：5月26日（木）
1年生：就学支援金の申請結果の通知後14日以内（7月下旬頃）
- 提出先 事務室（担任ではありませんのでご注意ください）

※なお、上記の期限にかかわらず、今後も家計が急変した時から申し込みが可能です

問い合わせ先：浜松湖南高校 岡村
電 話：053-592-1625

◎ 必要書類一覧

申請理由	申請書類
<p>○ 会社等の倒産・失業</p> <p>○ 所得が生活保護水準の1.5倍以下に激減</p>	<p>1 授業料減免申請書</p> <p>2 家計調書</p> <p>3 家族の収入を証明する書類</p> <p>【会社等にお勤めの方】</p> <p>① 課税証明書※ ② 雇用主作成の給与証明書</p> <p>③ 給与明細書のコピー又は源泉徴収票のコピー</p> <p>【自営業の方】</p> <p>① 課税証明書※ ② 確定申告書の控のコピー</p> <p>③ 青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー</p> <p>【共通】</p> <p>以下に該当するものがある場合は、1～3と一緒に提出して下さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的手当、年金等の受給を証明する書類のコピー ・ 家賃の証明書類のコピー ・ 給食費を証明する書類のコピー ・ 医療費の支払い証明書のコピー ・ 収入申告書（養育費、預金取崩等証明書が無い場合） <p>注) 追加で上記以外の書類の提出をお願いすることもあります</p> <p>※「特別徴収税額の決定通知書」や「納税通知書」のコピーでも差し支えありません</p>
<p>○ 災害・火災等に被災</p>	<p>1 授業料減免申請書</p> <p>2 家計調書</p> <p>3 被災証明書</p>
<p>○ 生活保護を受給中</p>	<p>1 授業料減免申請書</p> <p>2 家計調書</p> <p>3 生活保護受給証明書</p>
<p>○ 就学援助を受けている兄弟姉妹がいる</p>	<p>1 授業料減免申請書</p> <p>2 家計調書</p> <p>3 市町教育委員会が発行する就学援助受給証明書又は決定通知書（※ 今年度分の決定通知が届き次第提出）</p>
<p>○ 交通遺児等</p>	<p>1 授業料減免申請書</p> <p>2 家計調書</p> <p>3 交通遺児等の証明書（コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故証明書 ・ 死亡診断書又は後遺障害等級認定票 <p>4 その他必要な書類（コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給証明書 ・ 課税証明書 ・ 国民年金保険料免除証明書 ・ 児童扶養手当受給